

担額が本来の10%から5%まで、申請に基づき減免されることになりました。

① 要介護・要支援認定を受けていること

② 前年の収入合計が100万円（2人以上の世帯は2人目以降1人当たり50万円を100万円に加算）以下であること

③ 世帯全員に所得がないこと

④ 市民税課税者の扶養でないこと

⑤ 市民税課税者とは生計が別であること

⑥ 資産等を活用しても生活が困窮であること

介護保険法施行前から訪問介護を利用していた人は、生計中心者が非課税の場合、国が経過措置として3月までは本人負担を3%に軽減してました。この負担は4月から6%に引き上げられますが、申請によりその負担が3%に減免されます。

いずれの場合も、減免申請により承認された場合は証明書を交付します。承認期間の利用料は立て替え払いで、領収書を添付して請求すると、減免分が払い戻されます。

介護保険料の減免

介護保険制度開始前からの利用者

訪問介護利用者負担軽減対策事業 (負担割合=国50%・県25%・市25%) (平成12~14年度7%・平成15年度から4%)					利用料減免 (市単独3%相当)
本来の本人負担 10% → 3%					
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	

法施行前1年間に派遣実績のある訪問介護利用者・障害者訪問介護利用者のうち「生計中心者が所得税非課税」である場合（さらに下の基準にも該当した場合のみ市単独減免を適用）

介護保険制度開始後に利用を開始した人

本人負担					平成12~14年度 10%	平成15年度から 10% → 5%	利用料減免 (市単独5%相当)
平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度			

法施行後の訪問介護利用者のうち「住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者」または「住民税非課税世帯で世帯の収入合計が一定基準以下」である場合

4 保険料減免

昨年度から始まった保険料の減免は、引き続き行われることになりました。対象者の範囲は次のとおり、これまでと変更ありません。

① 市民税非課税世帯の人

② 前年の収入合計が80万円以下の人（2人以上の世帯は2人目以降1人当たり40万円を80万円に加算）

③ 市民税課税者の扶養でない人

④ 市民税課税者とは生計が別の人

⑤ 資産等を活用しても生活が困窮の人

承認された場合は、申請月以降、その年度の保険料が第2段階から

第1段階へ減免されます。なお、前記条件にすべて該当し、前年の所得が60万円（3人以上の世帯は3人目以降1人当たり17万5千円を60万円に加算）以下の場合には、申請月以降のその年度の保険料が第1段階の半額に減免されます。

ただし、いずれの場合も特別徴収は普通徴収に切り替わることになりません。

5 広報啓発など

この介護保険事業計画を含む高齢者保健福祉計画は、長門市介護保険のホームページ（随時更新中）からすべてご覧いただくことができます。インターネットに接続していない方やパソコンを利用していない方は、お気軽に市役所介護保険係にご相談ください。

今後介護保険についてのお知らせは、広報のほか、ほっちゃテレビやホームページでも行っていきます。とくにホームページでは、介護する側も含めた相談コーナーを設置し、サポート態勢の充実を図っていく計画です。

介護保険についての問い合わせ

市民生活課 介護保険係

http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/gyosei/minsei/smin/kaigo/index.html
☎ 23・1159

特別徴収

老齢年金からの徴収（年6回）

平成15年度（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1段階	2,700		2,700		2,700		2,900		2,900		2,900		16,800
第2段階	4,000		4,000		4,000		4,400		4,400		4,400		25,200
第3段階	5,400		5,400		5,400		5,800		5,800		5,800		33,600
第4段階	6,700		6,700		6,700		7,300		7,300		7,300		42,000
第5段階	8,100		8,100		8,100		8,700		8,700		8,700		50,400

※各年金支給月に生じる100円未満の端数は10月に合算しています（4~8月は仮徴収/直近の2月と同額）

普通徴収

特別徴収以外の場合

平成15年度（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1段階			2,400	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	16,800
第2段階			2,700	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	25,200
第3段階			3,900	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	33,600
第4段階			4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	42,000
第5段階			5,400	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50,400

※各月に生じる100円未満の端数は6月に合算しています